

**経営事項審査の提出書類一覧表**  
**(国土交通省北陸地方整備局へ申請する建設業者用)**

- ◆経営事項審査の提出書類の部数は、正本1部です。受付印(受理印)はFAX送信にて対応しますので、担当者連絡票を添付してください。
- ◆記載誤り、確認書類の添付漏れ等の不備が多数見受けられます。複数者でダブルチェックを行ってから提出をお願いします。

## ※ 留意事項

- 本書では以下のとおり略します。
 

法 = 建設業法 規則 = 建設業法施行規則  
   項目 = 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書(規則様式第25号の14)  
     工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(規則様式第25号の14 別紙一)  
     技術職員名簿(規則様式第25号の14 別紙二)  
     その他の審査項目(社会性等)(規則様式第25号の14 別紙三)

における項目番

事務取扱い = 経営事項審査の事務取扱いについて

(平成20年1月31日国総建第269号、最終改正 令和6年12月17日国不建第126号)

- 確認書類4、6、7は、技術職員名簿(規則様式第25号の14 別紙二)の記載順に並べて提出して下さい。
- 確認書類は、審査対象年度又は審査基準日の状況が確認できるものを提出して下さい。必ずしも最新のものとは限りません。
- 必要に応じて、本書に記載しているもの以外の確認書類の提出を求める場合があります。
- 申請書様式(PDF)及び関係通達はインターネットの国土交通省サイトに掲載されています。  
[\(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000193.html\)](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000193.html)
- 担当者連絡票は北陸地方整備局ホームページからダウンロードできます。(3-2 提出書類一覧表、作成様式)  
[\(http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kyoka.html\)](http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kyoka.html)
- 確認書類は返却しません。
- 本書に関する問合わせ先：国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 電話 025-370-6571

## 【申請書及び添付書類】

| 申請書及び添付書類 |  | 留意事項   |
|-----------|--|--|
| 申請書       | ① 経営規模等評価申請書<br>経営規模等評価再審査申立書<br>総合評定値請求書<br>(規則様式第25号の14) |  |
|           | ② 工事種類別完成工事高<br>工事種類別元請完成工事高<br>(規則様式第25号の14 別紙一)          | ・申請を行う許可業種以外の完成工事高を含める場合は、事務取扱い別記様式第1号も提出  |
|           | ③ 技術職員名簿<br>(規則様式第25号の14 別紙二)                              | ・氏名の五十音順に記載  |
|           | ④ その他の審査項目(社会性等)<br>(規則様式第25号の14 別紙三)                      |  |
| 添付書類      | ① 審査手数料印紙貼付書   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営規模等評価申請の審査手数料と総合評定値請求の審査手数料の合計金額を収入印紙により過不足なくA4用紙に貼り付けること<br/>           経営規模等評価申請の審査手数料<br/>           =8,100円+(2,300円×審査対象建設業の数)<br/>           総合評定値請求の審査手数料<br/>           =400円+(200円×審査対象建設業の数)</li> <li>・審査手数料の計算では、プレストレストコンクリート構造物工事、法面処理工事及び鋼橋上部工事は審査対象建設業の数に含めないこと</li> <li>・貼り付ける収入印紙を証印しないこと</li> </ul>           |
|           | ② 工事経歴書(規則様式第2号)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎事業年度経過後4か月以内に提出する変更届出書(法第11条第2項)において、事業年度に係る工事経歴書を提出している場合は省略可</li> <li>・変更届出書において、個人名を消去して提出した工事経歴書の場合は、確認事項1で提出する3件の工事請負契約書又は注文書及び請書と審査時に突合を行う必要があるため、個人名等を判別できるように記入して別途提出</li> <li>・工事経歴書の記載方法は次のとおり<br/> <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001080136.pdf">(http://www.mlit.go.jp/common/001080136.pdf)</a> </li> </ul> |
|           | ③ 経営状況分析結果通知書(規則様式第25号の13)                                 |  |

| 確認事項 |  | 確認書類（すべて写しで可）   | 留意事項   |
|------|--|---|--|
| 1    | 完成工事高  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税確定申告書及び附属書類（付表2）</li> <li>・納税証明書（その1）</li> <li>・工事経歴書（規則様式第2号）に記載した工事に係る<u>工事請負契約書</u>又は<u>注文書・請書</u></li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税及び地方消費税に係るもの</li> <li>・建設工事の種類毎に元請・下請の区別なく請負代金の額が高いものから<b>3件分</b>を提出（記載件数が3件未満の場合は全て）</li> <li>・当初契約のほかに請負代金又は工期に係る変更契約が締結されている場合は、当該変更契約に係る契約書等も提出</li> <li>・共同企業体で受注した工事については共同企業体協定書も提出</li> <li>・建設工事の種類毎に工事経歴書記載順に並べて提出</li> </ul> |
| 2    | 自己資本額[項目番号17]<br>利 益 額[項目番号18]   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表<br/>法人：規則様式第15号<br/>個人：規則様式第18号</li> <li>・損益計算書<br/>法人：規則様式第16号<br/>個人：規則様式第19号</li> <li>・法人税申告書別表<br/>(別表16(一)(二)及び<br/>(四)(六)(七)(八))</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単独決算により作成したものを提出</li> <li>・単独決算により作成したものを提出</li> <li>・法人のみ提出</li> </ul>  |
| 3    | 技術職員名簿[別紙二]に計上している者との恒常的雇用関係<br>(技術職員名簿の新規掲載者欄に「○」を付さない技術職員)<br><br>※恒常的雇用関係とは、審査基準日以前に6ヶ月を超える雇用関係があり、かつ雇用期間を限定することなく常時雇用されていること | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書<br/><b>同通知書は、下記リンクを参照しマスキングすること。</b><br/>→ <a href="#">リンク先</a><br/>※上記以外の場合<br/>・住民税特別徴収税額を通知する書面</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準報酬決定通知書記載の氏名の右側余白に技術職員名簿の通番を記入すること<br/><br/><b>【記入例】</b><br/>技術職員名簿3頁の通番17の技術職員に該当する場合<br/>→標準報酬決定通知書の技術職員の被保険者氏名の右側余白に通番を記入<br/>「○○ △△ 3-17」</li> <li>・住民税特別徴収税額を通知する書面の氏名の右側余白に技術職員名簿の通番を記入すること（記入例は同上）</li> </ul>                     |
| 4    | 技術職員名簿[別紙二]に計上している者との恒常的雇用関係<br>(技術職員名簿の新規掲載者欄に「○」を付した技術職員又は許可替え後の経審受審時)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認事項3の確認資料に加えて下記資料のいずれか</li> <li>・雇用保険被保険者資格取得確認通知書</li> <li>・事業所の名称が記載された健康保険被保険者証（ただし審査基準日が令和7年12月2日以降の申請においては確認書類として使用できません）<br/><br/>被保険者証は、下記リンクを参照しマスキングすること。<br/>→ <a href="#">リンク先</a></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各資料において、雇用関係の始期が、審査基準日から遡って6ヶ月を超える日付であること。</li> </ul> <p><b>【例】</b> 審査基準日 9月30日<br/>資格取得日 同年3月31日以前<br/>(同年4月1日以降は不可)</p>  |
| 5    | 技術職員名簿[別紙二]に記載している継続雇用制度の適用を受けている者との雇用関係、就業規則に定める定年を過ぎた技術職員との雇用関係  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定年が確認できる労働基準監督署長の印のある就業規則</li> <li>・役員一覧表（許可申請書の様式第1号別紙1）</li> <li>・継続雇用制度の適用を受けている職員であることを証明する書面（事務取扱い様式第3号）</li> <li>・継続雇用制度について定めた労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約</li> <li>・個別の労働契約書等</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員を記載している場合は、役員一覧表を提出</li> <li>・高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の適用を受けている職員を記載している場合は、事務取扱い様式第3号を提出（ただし65歳以下の者に限る）</li> <li>・役員でない者、継続雇用制度の適用を受けてない者及び就業規則に定める定年を過ぎて個別の労働契約書等を締結した者を記載している場合は、雇用期間を限定することなく常時雇用されていることを確認できる個別の労働契約書等を提出</li> </ul>        |

| 確認事項                               | 確認書類（すべて写しで可）   | 留意事項   |
|------------------------------------|---|--|
| 6 技術職員名簿[別紙二]に記載されている職員の資格         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>資格を証明する書面等は、審査基準日現在で有効なもの</b>を提出</li> <li>・前回申請において確認済みのものについては提出不要</li> <li>・実務経験による場合は、許可申請に準じて実務経験証明書(規則様式第9号)及び必要に応じて卒業証明書を提出</li> <li>・監理技術者資格者証により証明する場合は、検定若しくは試験の合格証、実務経験証明証等のその他の書面の提出は要しない</li> <li>・基幹技能者の資格を証明する書面は、審査基準日現在で有効な基幹技能者講習修了証(規則別記様式第25号8)とする</li> <li>・建設技能者の職種に対する能力評価（レベル4又は3）を証明する場合は、審査基準日現在で能力評価を受けている書面等を提出</li> </ul> |
| 7 技術職員名簿[別紙二]の講習受講の欄を「1」とした職員の受講状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者資格者証</li> <li>・監理技術者講習修了証（修了履歴が分かるもの）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者資格者証は、審査基準日現在で有効なものを提出</li> <li>・加点可能な期間は、講習修了日の属する年の翌年から5年間</li> </ul> <p><b>例：講習修了日 H30.2.28 の場合</b><br/>H30.2.28～R5.12.31における審査基準日について、加点可能となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者資格者証裏面に講習修了ラベル貼付の場合は、裏面のコピーも提出</li> </ul>   |
| 8 雇用保険加入[項目番号41]                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の控え</li> <li>・上記により申告した保険料の納入に係る領収済通知書又は口座振替結果の書面</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書は、<b>審査基準日</b>が「概算・増加概算保険料算定期間内に含まれるものを提出</li> </ul>   |
| 9 健康保険[項目番号42]<br>厚生年金保険加入[項目番号43] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>審査基準日</b>が属する月の領収証書等を提出</li> </ul>  |
| 10 建設業退職金共済制度加入[項目番号44]            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業退職金共済事業加入・履行証明書（経営規模等評価申請用）</li> </ul>   |  |
| 11 退職一時金制度又は企業年金制度導入に係る書類[項目番号45]  | <p>[退職一時金制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面</li> <li>・特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面</li> <li>・労働基準監督署長の印のある就業規則</li> <li>・労働協定</li> </ul> <p>[企業年金制度]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金基金への加入を証明する書面</li> <li>・適格退職金年金契約書</li> <li>・確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面</li> <li>・確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面</li> <li>・資産管理運用機関との間の契約書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の書類のいずれかを提出</li> <li>・就業規則については、<br/>退職手当の決定<br/>計算及び支払の方法<br/>退職手当の支払の時期<br/>に関する定めがあるものを提出</li> </ul>  |

| 確認事項  | 確認書類（すべて写しで可）   | 留意事項   |
|---|---|--|
| 12 法定外労働災害補償制度加入[項目番号 46]   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)建設業福祉共済団の労働災害補償制度への加入を証明する書面</li> <li>・(一社)全国建設業労災互助会の労働災害補償制度への加入を証明する書面</li> <li>・(一社)全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うものの労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券の写し</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の①～③の要件を全て確認できる左記の書類のいずれかを提出           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること</li> <li>② 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあっては下請負人の全て）の直接の使用関係にある職員の全てを対象としていること</li> <li>③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害の全てを対象としていること</li> </ul> </li> <li>・準記名式の普通傷害保険については、上記②の要件を満たす被保険者数であること</li> </ul>  |
| 13 CPD 単位取得数[項目番号 49]及び技能レベル向上者数[項目番号 50]   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CPD 単位を取得した技術者名簿（様式第4号）</li> <li>・CPD 認定団体による CPD 取得単位証明書（実績証明書）</li> <li>・技能者名簿（様式第5号）（※）</li> <li>・審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿（雇用されている技能者数を確認するための書面）</li> </ul> <p style="text-align: center;">（※）様式第5号には、建設工事に従事する者の氏名を列記すること。ただし、建設工事の施工の「管理」のみに従事する者（＝監理技術者や主任技術者として管理にかかる業務のみに従事する者）は除く。</p> <p style="text-align: center;">記入の詳細については、最終ページをご覧ください。</p> | <p>[項目番号 49(単位取得数)] 様式第4号における①+②欄を記入。審査基準日より以前1年間に取得したCPD 単位が対象。</p> <p>単位の認定団体は、各人1団体までとする。</p> <p>[項目番号 49 (技術者数)] 技術職員名簿[別紙2]及び様式第4号技術者数の合計を記入。</p> <p>[項目番号 50 (向上者数)] 別記様式第5号「レベル向上の有無」欄に”○”が記載されている者の合計を記入。</p> <p>[項目番号 50 (技能者数)] 別記様式第5号記載の合計人数を記入。</p> <p>[項目番号 50 (控除対象者数)] 別記様式第5号「控除対象」欄に”○”が記載されている者の合計を記入。</p> <p>[作業員名簿記載事項]           <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項が記載された部分               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)氏名、生年月日及び年齢</li> <li>(2)職種</li> </ul> </li> <li>(3)健康保険法又は国民健康保険法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況</li> </ul> </p> |
| 14 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況[項目番号 51]<br><br>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況[項目番号 52]<br><br>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況[項目番号 53] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付され、認定事業者であることを証する書類</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各認定通知日が、審査基準日以前であること。</li> </ul>   |

| 確認事項  | 確認書類（すべて写しで可）   | 留意事項  |
|---|---|---|
| 15 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況<br>[項番 54]                               | (様式 6) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書  | <p>審査基準日以前 1 年のうちに発注者から直接請け負った①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ、別記様式第 6 号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点する。</p> <p>① 審査対象工事とは、建設業法施行令第 1 条の 2 第 1 項に定める軽微な建設工事、国、地方公共団体、特殊法人等と締結した防災協定に基づいて行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策（以下、「軽微な工事等」という。）以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事をいう。</p> <p>② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム（一財）建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。ただし、審査基準日以前 1 年のうちに、①に掲げる審査対象工事を 1 件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとする。</p> |
| 16 民事再生法又は会社更生法の適用 [項番 56]  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生手続開始又は更生手続開始の決定日を証明する書面</li> <li>・再生手続終結又は更生手続終結の決定日を証明する書面</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査対象事業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合又は再生(更正)時経審を受審する場合に提出</li> <li>・審査対象事業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合に提出</li> </ul>  |
| 17 防災協定の締結[項番 57]   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属する団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合は、当該団体への加入を証明する書面及び防災活動に一定の役割を果たすことを証明する書面（当該団体の活動計画書や証明書等）を提出</li> </ul>  |
| 18 監査の受審状況[項番 60]   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券報告書又は監査証明書</li> <li>・会計参与報告書</li> <li>・経理処理の適正を確認した旨の書類(事務取扱い通知別記様式第 2 号)に自ら署名を付したもの</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の該当するいずれかを提出</li> <li>・会計監査人設置会社において、会計監査人が無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合に提出</li> <li>・会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合に提出</li> <li>・建設業の経理事務の責任者のうち、社内常勤であって、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに 1 級登録経理試験に合格した者のいずれかに該当する者が署名したものを提出</li> </ul> <p>※1 級登録経理試験合格者の場合は、項番 61 の要件を満たすこと。</p>   |
| 19 公認会計士等の数<br>[項番 61]<br>二級登録経理試験合格者<br>者の数<br>[項番 62]<br>に計上している者との<br>雇用関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・合格証又は資格を証明する書面</li> <li>・雇用関係を証明する書類（確認事項 3 の確認書類と同じ）</li> <li>・1 級または 2 級の登録経理講習を受講したことを証する書類</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用関係を証明する書類の氏名の右側余白に「経理」と記入すること</li> <li>・以下のいずれかの者が加点対象となる <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 級又は 2 級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して、審査基準日において、5 年を経過しない者</li> <li>(2) 1 級又は 2 級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して、審査基準日において、5 年を経過しない者</li> </ul> </li> </ul>  |

| 確認事項 |  | 確認書類（すべて写しで可）   | 留意事項   |
|------|--|---|--|
| 20   | 研究開発費[項目番号 63]   | ・注記表（規則様式第 17 号の 2）又は研究開発費の額が確認できる書面  | ・研究開発費の額が確認できる書面は、有価証券報告書のセグメント情報等とする  |
| 21   | <p>建設機械の所有及びリース台数[項目番号 64]</p> <p>[建設機械の定義]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）</li> <li>・ブルドーザー（自重が 3 トン以上のもの）</li> <li>・トラクターショベル（バケット容量が 0.4 立方メートル以上のもの）</li> <li>・モーターグレーダー（自重が 5 トン以上のもの）</li> <li>・ダンプ車<br/>道路運送車両法第 60 条第 1 項の自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車が該当する。</li> <li>・移動式クレーン（つり上げ荷重が 3 トン以上のもの）</li> <li>・締固め用機械（安衛法施行令別表第 7 第 4 号に掲げる「ローラー」）</li> <li>・解体用機械（安衛法施行令別表第 7 第 6 号に掲げる「ブレーカ」及び労働安全衛生規則第 151 条の 175 第 2 項に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧碎機」「解体用つかみ機」）</li> <li>・高所作業車（労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 34 号に掲げる作業床の高さが 2m 以上の高所作業車）</li> </ul> | <p>・建設機械の保有状況一覧表</p> <p>・建設機械の売買契約書又はリース契約書</p> <p>・建設機械に係る特定自主検査記録表、自動車検査証又は移動式クレーン検査証</p> <p>①[特定自主検査記録表]<br/>(ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、締固め用機械、解体用機械及び高所作業車の場合)<br/>・建設機械が特定できる内容(メーカー、型式、製造番号等)が記載されていること<br/>・特定自主検査記録表は、検査年月日が当期事業年度開始日の直前 1 年以内のものを提出</p> <p>②[自動車検査証]<br/>(ダンプの場合)<br/>・「初度登録年月」が審査基準日以前であること<br/>・「有効期間の満了する日」が審査基準日以降であること<br/>【以下の波線部は大型ダンプに限る】<br/>・備考欄において、建設業を経営する事業として表示番号（例「新潟 建 1 2 3 4」）の指定を受けていることが確認できること、または営業用で主として建設業の用途に使用するものとして表示番号（例「新潟 営 4 5 6 7（建）」）の指定を受けていることが確認できること</p> <p>③[移動式クレーン検査証]<br/>(移動式クレーンの場合)<br/>・「有効期間」内に審査基準日が含まれること</p> <p>※機械の種類、所有、リースを合算して最大 15 台まで記載可能（加点対象）。</p> <p>・ダンプ車<br/>自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は、加点対象外。</p> <p>・締固め用機械<br/>「ローラー」には、「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が該当する。<br/>※コンパクタやランマー等の明確に自走能力が無い建設機械は特定自主検査の対象では無いため、加点対象外。</p> <p>・解体用機械<br/>ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複して加点は受けられない。</p> |  |
| 22   | エコアクション 21 の認証[項目番号 65]  | ・認証・登録されていることを証明する書面  | <p>・審査基準日において、建設業法の規定に基づき届出を行った営業所全てが登録されていることを証明する書類を提出</p> <p>※（一財）持続性推進機構による「認証・登録証」に、「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合、認証範囲に建設業が含まれていない場合は、加点対象外。</p> |
| 23   | ISO9001 の登録状況[項目番号 66]及び ISO14001 の登録状況[項目番号 67]   | ・登録されていることを証明する書面   | ・審査基準日において、建設業法の規定に基づき届出を行った営業所全てが登録されていることを証明する書類を提出  |